

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則第24条の規定により、市長が別に定める建築物の用途及び規模に関する要領

第1 この要領は、町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則(平成7年町田市規則第6号。以下「規則」という。)第24条の規定により、建築物の用途及び規模を勘案し市長が別に定めるものについて定めることを目的とする。

第2 別表の左欄に掲げる区分について、同表中欄に掲げる建築物の用途及び規模に応じ、同表右欄に掲げる事項に係る遵守基準とすべき事項を、規則別表第4、別表第5及び別表第6に掲げる事項から除いたものを遵守基準とする。ただし、別表の2の項第6号、同表6の項第4号、同表14の項第3号、同表15の項第3号に規定する用途及び規模のものにあつては、遵守基準とすべき事項のうち廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、レジ通路、洗面所等及び手すりに係る遵守基準とすべき事項について、規則別表第6に規定するものを適用し、別表15の項第7号、同表18の項第3号及び第5号に規定するものにあつては、遵守基準とすべき事項のうち、廊下等、階段及び階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、洗面所等及び手すりにかかる遵守基準とすべき事項について、規則別表第6に規定するものを適用する。

第3 別表の22の項に規定する複合施設については、複合施設内の各施設の用途と規模が、別表の1から21の項の中欄に掲げるものであつて、第1において授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェア、ベビーベッド又は観覧席・客席に係る遵守基準とすべき事項が遵守基準としたものである場合には、複合施設内の当該用途に供する部分については、授乳場所等、ベビーチェア、ベビーベッド又は観覧席・客席に係る遵守基準とすべき事項を遵守基準とする。

別表

1 学校等施設	(1)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路
	(3)幼稚園以外の学校等施設又は用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の幼稚園	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェア、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換が

		できる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路
2 医療等施設	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)、助産所、施術所又は薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満の病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)、助産所、施術所又は薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(5)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡未満の病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(6)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)、助産所、施術所又は薬局(医療品の販売業を併せ行うものを除く。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換のできる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、更衣室・脱衣室

	(7)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席
	(8)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設(患者の収容施設を有しないものに限る。)、助産所、施術所又は薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	観覧席・客席
3 興行施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の劇場、観覧場、映画館又は演芸場その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
4 集会施設	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)又は公民館その他これに類する施設	宿泊施設の客室、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の公会堂	宿泊施設の客室、レジ通路
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。)又は公民館その他これに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満の公会堂	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、レジ通路
	(5)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。)又は公民館その他これに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、レジ通路、更衣室・脱衣室

	(6)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡未満の公会堂	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、レジ通路
	(7)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡未満の集会場(冠婚葬祭施設を含む。全ての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(8)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の公会堂	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、レジ通路
	(9)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の集会場(冠婚葬祭施設を含み、全ての集会室の床面積が200㎡以下のもの。)	観覧席・客席、レジ通路
	(10)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の公民館その他これに類する施設	レジ通路
5 展示施設等	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の展示場その他これに類する施設	宿泊施設の客室、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満の展示場その他これに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の施設	観覧席・客席、レジ通路

6 物品販売業を営む店舗等	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、更衣室・脱衣室
	(5)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	観覧席・客席
7 宿泊施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満のホテル、旅館その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所
8 事務所	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満の官公署	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室

	m ² 未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 以上1,000m ² 未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 未満の保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署又は用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の事務所（他の施設に附属するものを除く。）	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(5)用途に供する部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満の事務所（他の施設に附属するものを除く。）	観覧席・客席、レジ通路
9 共同住宅等	用途に供する部分の床面積が1,000m ² 以上の共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設	エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（用途に供する部分の床面積が1,000m ² 以上2,000m ² 未満かつ階数が4以下の場合に限る。）
10 福祉施設	(1)用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 以上の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が200m ² 以上1,000m ² 未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路

	(3)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路
11 運動施設又は遊技場等	(1)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、レジ通路
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場その他これらに類する施設	レジ通路
12 文化施設	(1)用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以上の博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	宿泊施設の客室、レジ通路
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上5,000㎡未満の博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、レジ通路
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡未満の博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、レジ通路
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、レジ通路

13 公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が、1,000㎡以上の公衆浴場	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室
14 飲食店等	(1)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の飲食店	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の飲食店	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の飲食店	授乳及びおむつ交換のできる場所、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、更衣室・脱衣室
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の飲食店	観覧席・客席、標識・案内設備等、レジ通路、洗面所等、手すり
	(5)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
15 サービス店舗等	(1)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室

	(2)用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	授乳及びおむつ交換のできる場所、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、更衣室・脱衣室
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	観覧席・客席
	(5)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の一般ガス事業者、一般電気事業者、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(6)用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の一般ガス事業者、一般電気事業者、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(7)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上500㎡未満の一般ガス事業者、一般電気事業者、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、	授乳及びおむつ交換のできる場所、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーベッドその他の乳幼児の

	囲碁教室その他これらに類する施設	おむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、駐車場、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(8)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の一般ガス事業者、一般電気事業者、電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	観覧席・客席、レジ通路
16 工業施設	(1)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の工場その他これに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満の工場その他これに類する施設	観覧席・客席、レジ通路
17 車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い用に供するもの	全ての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、洗面所等、更衣室・脱衣室、手すり
18 自動車関連施設	(1)用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上の自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、洗面所等、更衣室・脱衣室

	(2)(1)以外の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上の自動車の停留又は駐車のための施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、洗面所等、更衣室・脱衣室、手すり
	(3)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の自動車修理工場、自動車洗車場	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(4)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡未満の自動車修理工場、自動車洗車場	授乳及びおむつ交換のできる場所、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(5)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の給油取扱所	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
	(6)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上1,000㎡以下の給油取扱所	授乳及びおむつ交換のできる場所、エレベーター及びその乗降口ビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、ベビーチェアその他の乳幼児を

		座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(7)用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の給油取扱所	観覧席・客席、標識・案内設備等、レジ通路、洗面所等、手すり
	(8)用途に供する部分の合計が1,000㎡以上の自動車教習所	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、更衣室・脱衣室
19 公衆便所	全ての特定都市施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
20 公共用歩廊	用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の公共用歩廊	授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、洗面所等、更衣室・脱衣室、手すり
21 地下街	(1)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の地下街又はこれに類する施設	授乳及びおむつ交換のできる場所、宿泊施設の客室、観覧席・客席、レジ通路、更衣室・脱衣室
	(2)用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満の地下街又はこれに類する施設	観覧席・客席、レジ通路

22 複合施設	1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物であって用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	授乳及びおむつ交換のできる場所
---------	--	-----------------

附 則

この要領は、2026年10月1日から施行する。